

第3回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 次第

令和3年10月15日(金)午後2時開会
オンライン開催

- 1 開会挨拶
- 2 現計画の体系・骨子の見直しに係る検討
- 3 (仮称) 江戸川区男女共同参画推進条例の策定について
- 4 その他
- 5 閉 会

次回開催 令和3年11月5日(金)

《今回の配付資料》

- 資料10 (仮称) 江戸川区男女共同参画推進条例 骨子案
- 資料11 東京23区男女共同参画推進条例の制定状況
- 資料12 渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例
- 資料13 国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例
- 資料14 目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例
- 第2回 区民会議補足シート (ご提出いただいたもの)
- 第3回 区民会議補足シート

(仮称) 江戸川区男女共同参画推進条例 骨子案

項目	骨子 (案)
前文	①性別等（生物学的な性別、性的指向及び性自認）により差別されることなく、多様な個人が尊重され、誰もが自らの個性と能力を十分に発揮し自分らしく暮らせる共生社会の構築 ②多様性の尊重が地域の持続的な発展を促し、誰も排除しない包摂性が地域との絆を基礎とした区民の安心と幸福につながるという認識
目的	①基本理念の明確化 ②区、区民、事業者の責務の明確化 ③区の施策の基本的事項の明確化 ④推進体制の明確化
基本理念	①男女平等、男女共同参画の推進 ②性の多様性の尊重 ③性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度、慣行の解消 ④政策等の立案、決定の場における男女共同参画の実現 ⑤家庭生活、職場及び地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ⑥妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利の確保（リプロダクティブヘルス・ライツ） ⑦性別等を理由とする不当な差別的取扱い及び暴力の根絶
定義	①性別等：生物学的な性別、性的指向及び性自認 ②性的指向：異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような対象に向かうかを示す概念 ③性自認（性同一性）：自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識 ④ドメスティック・バイオレンス等：配偶者、交際相手、パートナー等の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的、性的な暴力及び特定の人に対して行うつきまとい行為 ⑤ハラスメント：他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就労環境その他の生活環境を害すること ⑥区民：区内に居所、勤務先、通学先を有する者 ⑦事業者：区内において事業活動を行う個人、法人、団体
区の責務	①男女平等、男女共同参画、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施 ②区民、事業者、国、他の地方公共団体との連携・協力
区民の責務	①家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女平等、男女共同参画、性の多様性を尊重する社会の推進についての理解と努力 ②区が実施する施策への協力
事業者の責務	①事業活動における、男女平等、男女共同参画、性の多様性を尊重する社会の推進と環境整備への努力 ②区が実施する施策への協力

項目	骨子（案）
禁止（権利）規定	①ドメスティック・バイオレンス、ハラスメント等の禁止 ②性別等を理由とする不当な差別的取扱いの禁止 ③性的指向、性自認（性同一性）等の公表を強制し若しくは禁止し又は本人の意に反して公にする行為（アウトティング）の禁止
表現に係る留意事項	①性別等に起因する人権侵害に当たる表現、固定的な役割分担の意識を助長し是認させる表現等を用いない配慮
基本的施策	①男女平等、男女共同参画の推進に係る施策 ②多様な性に対する理解の促進、日常生活の支障の除去に係る施策 ③固定的な性別役割分担意識の解消のための施策 ④政策等の立案、決定の場における男女共同参画の実現に係る施策 ⑤ワーク・ライフ・バランスの推進に係る施策 ⑥妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利の確保に係る施策 ⑦ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の根絶に係る施策
付属機関等の男女比	①区の付属機関等の委員の構成について男女比の数値目標を計画中に設定 ②男女別の委員の数が均衡するよう推進
計画の策定	①基本計画の策定、変更及び公表 ②江戸川区男女共同参画推進区民会議からの意見聴取 ③計画の実施状況の報告、公表
推進体制	①江戸川区男女共同参画推進区民会議の設置 ②庁内に男女共同参画推進本部会議を設置
苦情処理	①苦情処理機関の設置 ②男女平等、男女共同参画、性の多様性の推進に関する施策のうち、区が実施するものについての苦情等の受付 ③必要に応じて江戸川区男女共同参画推進区民会議への諮問
委任	①条例の施行について必要な事項の規則への委任

東京23区 男女共同参画推進条例の制定状況

R3.4.1現在

区名	条例名称	施行日
東京都	男女平等参画基本条例	H12.4.1
中野区	中野区男女平等基本条例	H14.4.1
豊島区	豊島区男女共同参画推進条例	H15.4.1
板橋区	板橋区男女平等参画基本条例	H15.4.1
足立区	足立区男女共同参画社会推進条例	H15.4.1
港区	港区男女平等参画条例	H16.4.1
新宿区	新宿区男女共同参画推進条例	H16.4.1
江東区	江東区男女共同参画条例	H16.4.1
葛飾区	葛飾区男女平等推進条例	H16.4.1
墨田区	墨田区女性と男性の共同参画基本条例	H18.4.1
北区	東京都北区男女共同参画条例	H18.7.1
文京区	文京区男女平等参画推進条例	H25.11.1
台東区	台東区男女平等推進基本条例	H27.1.1
渋谷区	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	H27.4.1
世田谷区	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	H30.4.1
目黒区	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例 (旧 男女が平等に共同参画する社会づくり条例)	R2.3.6 (H14.3.15)
【条例未制定】千代田区、中央区、品川区※、大田区、 杉並区※、荒川区、練馬区、江戸川区 ※男女共同参画都市宣言区		

渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策（第9条－第13条）

第3章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する体制（第14条・第15条）

第4章 雑則（第16条・第17条）

附則

日本国憲法に定める個人の尊重及び法の下での平等の理念に基づき、性別、人種、年齢や障害の有無などにより差別されることなく、人が人として尊重され、誰もが自分の能力を活かしていきいきと生きることができる差別のない社会を実現することは、私たち区民共通の願いである。

本区では、これまで、男女平等社会の実現を目指して、男女共同参画行動計画を策定し、推進することにより、男女の人権の尊重に積極的に取り組んできた。

しかし、男女に関わる問題においては、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度や慣行が存在すること、一部の性的指向のある者及び性同一性障害者等の性的少数者に対する理解が足りないことなど、多くの課題が残されている。

日本には、他者を思いやり、尊重し、互いに助け合って生活する伝統と多様な文化を受け入れ発展してきた歴史があり、とりわけ渋谷のまちは、様々な個性を受け入れてきた寛容性の高いまちである。一方、現代のグローバル社会では、一人ひとりの違いが新たな価値の創造と活力を生むことが期待されている。このため、本区では、いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念と人々の多様性への理解を、区民全体で共有できるよう積極的に広めていかなければならない。

これから本区が人権尊重のまちとして発展していくためには、渋谷のまちに係る全ての人が、性別等にとらわれず一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会を実現しなければならない。

よって、ここに、区、区民及び事業者が、それぞれの責務を果たし、協働して、男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う社会の実現を図り、もって豊かで安心して生活できる成熟した地域社会をつくることを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって多様な個人を尊重し合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等と多様性を尊重する社会 性別等にとらわれず、多様な個人が尊重され、全ての人がある個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 区民 区内に住所を有する者、区内の事業所又は事務所に勤務する者及び区内の学校に在学する者をいう。
- (3) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定するストーカー行為をいう。
- (5) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (6) 性的指向 人の恋愛や性愛がどういう対象に向かうかを示す指向（異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛及び男女両方に向かう両性愛並びにいかなる他者も恋愛や性愛の対象としない無性愛）をいう。
- (7) 性的少数者 同性愛者、両性愛者及び無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。
- (8) パートナーシップ 男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係をいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、男女の人権を尊重

する社会を推進する。

- (1) 性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス等が根絶され、男女が個人として平等に尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、男女平等意識の形成に向けた取組が行われること。
- (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (6) 男女が、妊娠、出産等に関して互いに理解を深め、尊重し合い、ともに生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (7) 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解し、推進すること。

(性的少数者の人権の尊重)

第 4 条 区は、次に掲げる事項が実現し、かつ、維持されるように、性的少数者の人権を尊重する社会を推進する。

- (1) 性的少数者に対する社会的な偏見及び差別をなくし、性的少数者が、個人として尊重されること。
- (2) 性的少数者が、社会的偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 学校教育、生涯学習その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどの取組がされること。
- (4) 国際社会及び国内における性的少数者に対する理解を深めるための取組を積極的に理解し、推進すること。

(区及び公共的団体等の責務)

第 5 条 区は、前二条に規定する理念に基づき、男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係団体と協働するものとする。

- 3 国、他の地方公共団体、法令により公務に従事する職員とみなされる当該職員の属する団体、その他公共的団体（以下「公共的団体等」という。）の渋谷区内における事業所及び事務所は、区と協働し、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するものとする。

（区民の責務）

第6条 区民は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、これを実現するよう努めるものとする。

- 2 区民は、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会について理解を深めるとともに、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、採用、待遇、昇進、賃金等における就業条件の整備において、この条例の趣旨を遵守しなければならない。
- 3 事業者は、男女の別による、又は性的少数者であることによる一切の差別を行ってはならない。
- 4 事業者は、全ての人々が家庭生活、職場及び地域における活動の調和のとれた生活が営まれるよう、職場環境の整備、長時間労働の解消等に努めるものとする。

（禁止事項）

第8条 何人も、区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を不当に妨げる行為をしてはならない。

- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス等及びハラスメントをしてはならない。
- 3 区、区民及び事業者は、性別による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくはこれを是認させる行為又は性的少数者を差別する行為をしてはならない。

第2章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策

（男女平等・多様性社会推進行動計画）

第9条 区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策を総合的かつ計画的に推進するための男女平等・多様性社会推進行動計画（以下「行動計画」という。）を

策定し、これを公表するものとする。

- 2 区は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ第14条第1項に規定する渋谷区男女平等・多様性社会推進会議の意見を聴くものとする。
- 3 区は、毎年1回、行動計画に基づく男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策の実施状況を公表するものとする。

(区が行うパートナーシップ証明)

第10条 区長は、第4条に規定する理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップに関する証明(以下「パートナーシップ証明」という。)をすることができる。

- 2 区長は、前項のパートナーシップ証明を行う場合は、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。ただし、区長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当事者双方が、相互に相手方当事者を任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号)第2条第3号に規定する任意後見受任者の一人とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、かつ、登記を行っていること。
 - (2) 共同生活を営むに当たり、当事者間において、区規則で定める事項についての合意契約が公正証書により交わされていること。
- 3 前項に定めるもののほか、パートナーシップ証明の申請手続その他必要な事項は、区規則で定める。

第11条 区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない。

- 2 区内の公共的団体等の事業所及び事務所は、業務の遂行に当たっては、区が行うパートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない。

(拠点施設)

第12条 区は、男女平等と多様性を尊重する社会を推進するため、渋谷男女平等・ダイバーシティセンター条例(平成3年渋谷区条例第28号)第1条に規定する渋谷男女平等・ダイバーシティセンターをその拠点施設とする。

- 2 区は、前項に規定する施設において、第15条に規定する相談又は苦情への対応のほか、条例の趣旨を推進する事業を行うものとする。

(顕彰)

第13条 区は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進について、顕著な功績を上げた個人又は事業者を顕彰することができる。

第3章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する体制

(渋谷区男女平等・多様性社会推進会議)

第14条 男女平等と多様性を尊重する社会の推進について調査し、又は審議するため、区長の附属機関として、渋谷区男女平等・多様性社会推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 行動計画の策定及び評価に関する事項

(2) 男女平等と多様性を尊重する社会を支える意識の形成に関する事項

(3) 男女平等と多様性を尊重する社会に係る人権の尊重及び暴力の根絶に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 推進会議は、前項に定めるもののほか、男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関し、必要があると認めた事項について区長に意見を述べることができる。

4 前2項に定めるもののほか、推進会議の構成及び運営について必要な事項は、区規則で定める。

(相談及び苦情への対応)

第15条 区民及び事業者は、区長に対して、この条例及び区が実施する男女平等と多様性を尊重する社会を推進する施策に関して相談を行い、又は苦情の申立てを行うことができる。

2 区長は、前項の相談又は苦情の申立てがあった場合は、必要に応じて調査を行うとともに、相談者、苦情の申立人又は相談若しくは苦情の相手方、相手方事業者等(以下この条において「関係者」という。)に対して適切な助言又は指導を行い、当該相談事項又は苦情の解決を支援するものとする。

3 区長は、前項の指導を受けた関係者が当該指導に従わず、この条例の目的、趣旨に著しく反する行為を引き続き行っている場合は、推進会議の意見を聴いて、当該関係者に対して、当該行為の是正について勧告を行うことができる。

4 区長は、関係者が前項の勧告に従わないときは、関係者名その他の事項を公表することができる。

第4章 雑則

(他の区条例との関係)

第16条 渋谷区営住宅条例(平成9年渋谷区条例第40号)及び渋谷区区民住宅条例(平成8年渋谷区条例第27号)その他区条例の規定の適用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の規定は、この条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年渋谷区条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表中第38号を第39号とし、第5号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

5 渋谷区男女平等・多様性社会推進会議	会長	18,000円
	委員	12,000円

(渋谷女性センター・アイリス条例の一部改正)

3 渋谷女性センター・アイリス条例(平成3年渋谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター条例

第1条中「女性問題」を「男女又は性的少数者に関わる問題」に、「女性の地位向上及び男女共同参画推進」を「男女平等と多様性を尊重する社会(性別等にとらわれず、多様な個人が尊重される社会をいう。)の推進」に、「渋谷女性センター・アイリス」を「渋谷男女平等・ダイバーシティセンター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 センターの通称は、「アイリス」とする。

第2条第1号中「女性問題及び男女共同参画推進」を「男女平等と多様性を尊重する社会の推進」に改め、同条第2号中「女性問題又は男女共同参画推進」を「男女平等と多様性を尊重する社会の推進」に改め、同条第3号中「女性問題」を「性別等に

関わる諸問題」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する自主的な活動等の支援
(渋谷区文化総合センター大和田条例の一部改正)

4 渋谷区文化総合センター大和田条例(平成22年渋谷区条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「渋谷女性センター・アイリス」を「渋谷男女平等・ダイバーシティセンター」に改める。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 渋谷男女平等・ダイバーシティセンター

「第7章 こもれば大和田図書館、渋谷女性センター・アイリス」を「第7章 こもれば大和田図書館、渋谷男女平等・ダイバーシティセンター」に改める。

第48条中「渋谷女性センター・アイリスに」を「渋谷男女平等・ダイバーシティセンターに」に、「渋谷女性センター・アイリス条例」を「渋谷男女平等・ダイバーシティセンター条例」に改める。

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策（第9条―第16条）

第3章 推進体制（第17条・第18条）

第4章 雑則（第19条）

付則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を制定するなど、男女平等の実現に向けて、国際社会と連動しながら様々な取組がなされてきた。

本市においては、昭和60年に婦人問題に関する初の計画となる「国立市婦人問題行動計画」を策定し、その後、名称を「国立市男女平等推進計画」へと変更し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきた。さらに、まちづくりの基本理念として「人間を大切にする」を掲げ、全ての人を孤立や排除から援護し、社会の一員として包み支え合う地域社会の実現を目指している。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行、性別を理由とした人権侵害や暴力は今なお根強く存在しており、女性と男性の間の格差解消に至るには多くの課題が存在している。また、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見等の課題もあり、より一層の取組が必要とされている。

よって、全ての人が性別の壁を越えて、互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会を築くため、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女平等参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにし、並びに市の施策の基本的事項等を定めることにより、市の男女平等参画に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人が、性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができる社会を実現することを目的とする。

(用語の意味)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 全ての人、性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動をする者をいう。
- (3) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 事業者等 営利又は非営利にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。
- (6) 性自認 自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。
- (7) 複合差別 性別に起因した困難を抱えていることに加えて、しょうがいがあること、外国にルーツを持っていること等、複合的な困難を抱えている状況に置かれることにより生じる差別をいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者、交際相手、パートナー等の親密な関係にある者又は親密な関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の人に対して行うつきまとい行為をいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等によって、相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就労環境その他の生活環境を害することをいう。
- (10) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、格差是正のために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (11) エンパワーメント その人の本来持つ力を發揮できるように支援し、環境を整えること、又は個人として若しくは社会集団としてあらゆる段階の経済、政治その他の分野における意思決定の場に参画できるようにすることをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、教育関係者及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女平等参画を推進する。

- (1) 性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いや暴力を根絶し、全ての人

が、個人として尊重されること。

- (2) 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。
- (3) 全ての人々が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (4) 全ての人々が、性別にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、生涯を通じた男女平等参画意識の形成に向けた取組が行われること。
- (6) 全ての人々が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域における活動の調和の取れた生活を営むことができること。
- (7) 全ての人々が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- (8) 性別による差別的取扱い及び複合差別を理由として、困難な状況に置かれている人を支援するための取組が行われること。
- (9) 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、男女平等参画を推進するに当たり、市民、教育関係者、事業者等、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画について理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女平等参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、男女平等参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づいた教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、全ての人が家庭、地域及び職場における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(禁止事項等)

第8条 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認等を含む性別を起因とする差別その他性別に起因するいかなる人権侵害も行ってはならない。

2 何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

3 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別に起因する人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担の意識を助長し、是認させる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(計画の策定)

第9条 市は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。

2 市は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第17条に規定する国立市男女平等推進市民委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、原則として毎年1回、推進計画に基づく男女平等参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(広報啓発及び調査研究)

第10条 市は、市民、教育関係者及び事業者等に対して、男女平等参画について理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、男女平等参画の推進に関して必要な調査研究並びに情報の収集及び提供を行うものとする。

(積極的改善措置)

第11条 市は、性別による固定的な役割分担の意識があると認める場合又は性別を起因とする理由により参画する機会に不均衡があると認める場合にあっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活と社会活動の調和)

第12条 市は、全ての人が性別にかかわらず、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、地域、学校等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(女性のエンパワーメント)

第13条 市は、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できるよう、女性のエンパワーメントのために必要な支援を行うものとする。

(活動及び教育における支援)

第14条 市は、男女平等参画の推進に関する取組を行う市民及び事業者等に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成を図るために必要な支援を行うものとする。

(防災施策における推進)

第15条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等参画の視点を取り入れた施策の推進及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

(拠点施設の整備)

第16条 市は、男女平等参画の推進を図るための拠点施設を整備するものとする。

第3章 推進体制

(推進委員会)

第17条 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、国立市男女平等推進市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 市における男女平等参画の推進に関すること。

(2) 推進計画の進捗状況に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女平等参画を推進する施策に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、男女平等参画の推進に関し、必要と認める事項について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

4 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(苦情又は相談への対応)

第18条 市民、教育関係者及び事業者等は、市が実施する男女平等参画に関する施策に係る苦情又は相談があるときは、その旨を市に申し出ることができる。

2 市は、前項の規定による苦情又は相談の申出について、必要に応じて委員会の意

見を聴いて、適切な措置を講ずるものとする。

- 3 市は、第1項の規定による苦情又は相談の申出に対し、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に対応するものとする。

第4章 雑則

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(国立市男女平等推進市民委員会条例の廃止)

- 2 国立市男女平等推進市民委員会条例(昭和61年3月国立市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により策定されている国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画については、第9条第1項に規定する推進計画とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に第2項の規定による廃止前の国立市男女平等推進市民委員会条例(以下この項において「旧条例」という。)第3条の規定により国立市男女平等推進市民委員会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第17条第4項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における、旧条例第4条に規定する国立市男女平等推進市民委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例

平成14年3月

目黒区条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第12条）

第3章 目黒区男女平等・共同参画審議会（第13条—第20条）

第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブズ（第21条—第30条）

第5章 雑則（第31条）

付則

基本的人権と法の下での平等は、日本国憲法が全ての人に保障する権利である。これまで目黒区は、人権と平和が尊重される社会の実現を目指し、総合的に施策を展開してきた。中でも、男女平等の実現に向けて先進的な取組を行ってきたが、いまだなお、固定的な役割分担意識や社会的な慣行、性別による差別的な取扱いは解消されておらず、一層の積極的な取組が求められている。

さらに、性の多様性についての社会的関心が高まる一方、その理解は進んでいるとは言えず、性的指向及び性自認に起因する差別的な取扱いの解消等が課題となっている。

目黒区が、既に少子高齢社会が進行している都市として、将来にわたり豊かで活力のある地域社会であるために、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合い、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、地域、職場などあらゆる分野において共同参画するとともに、性の多様性が尊重されることにより、誰もが自分らしく生きていくことができる社会を形成することが重要である。

目黒区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについて理解と認識を深め、その実現のために協働していかなければならない。

私たちはここに、国や国際社会とも呼応し、男女が平等で、あらゆる分野に共

同参画するとともに、性の多様性が尊重され、もって全ての人々の人権が尊重される豊かな地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関し、その基本理念を定め、目黒区（以下「区」という。）、事業者及び区民の責務を明らかにし、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって区民一人一人の人権が尊重され、性別等による差別のない、真に男女が平等に共同参画することができ、性の多様性が尊重される豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり 男女の平等な共同参画とともに、多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重される社会を形成することをいう。
- (2) 男女の平等な共同参画 男女が、性別等により差別的な取扱いを受けることなく、個人として尊重され、個性と能力を発揮し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場などあらゆる分野における活動に共同参画し、かつ、責任を分かち合うことをいう。
- (3) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (4) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (5) 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。
- (6) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、区の区域内（以下「区内」という。）において事業活動を行う全ての個人、法人及び団体をいう。
- (7) 区民 区内に住み、若しくは勤務し、又は区内で学ぶ全ての個人をいう。

(基本理念)

第3条 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりは、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 全ての人の人権が尊重され、性別等により直接的又は間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、誰もが自分らしい生き方を選択できること。
- (3) 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を発揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場又は地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。
- (5) 教育の場において男女の平等な共同参画を推進し、性の多様性を尊重すること。
- (6) 区民は、国籍、性別等又は年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、国及び他の地方公共団体と連携して、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するものとする。
- 3 区は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重

する社会づくりの推進に努めるものとする。

(区民の責務)

第6条 区民は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に主体的に努めるものとする。

(区、事業者及び区民の協働)

第7条 区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを協働して推進するものとする。

第2章 基本的施策

(推進計画)

第8条 区長は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための目標、施策の方向、行動指針その他重要な事項について定めるものとする。

3 推進計画は、必要に応じて見直すものとする。

4 区長は、推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとし、事業者及び区民の理解と協力を得るよう努めなければならない。

5 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ目黒区男女平等・共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

6 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ事業者及び区民の意見を反映させるために適切な措置を講じなければならない。

(年次報告)

第9条 区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策の進捗状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

(推進施策)

第10条 区は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 区民、事業者、区の職員、教員等に対する意識啓発に関する施策
- (2) あらゆる教育及び学習の場における男女の平等な共同参画と性の多様性についての理解と認識を普及促進するための施策
- (3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重される施策
- (4) 男女間並びに配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者の間及び家庭内におけるあらゆる暴力の根絶に向けた施策
- (5) 職場、学校又は地域社会における性別による固定的な役割分担や性別等による差別的な取扱いの根絶に向けた施策
- (6) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動（性的指向及び性自認に関する偏見等に基づく言動を含む。）によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたりすることをいう。）の根絶に向けた施策
- (7) 男女が共に家庭生活と社会生活を両立するための施策
- (8) 少子高齢社会に対応した男女の平等な共同参画を推進するための施策
- (9) 政策決定及びあらゆる場の意思決定の過程における男女の平等な共同参画を推進するための施策
- (10) 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての格差を是正する積極的な措置を推進するための施策
- (11) メディア・リテラシー（多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、批判する能力及び表現方法としてこれらを利用して発信する能力をいう。）を育成する施策
- (12) 性的指向及び性自認に起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策
- (13) 前各号に掲げるもののほか、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するために必要な施策

(拠点施設)

第11条 区は、基本理念を実現するため、必要な調査研究、情報の収集等を行い、区民等が活動するための拠点施設を整備する。

(付属機関等の委員)

第12条 区の付属機関等の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

第3章 目黒区男女平等・共同参画審議会

(設置)

第13条 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の付属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第14条 審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。

3 審議会は、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の6を超えてはならない。

(任期)

第16条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定

める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第18条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第19条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係機関等への協力要請)

第20条 審議会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、審議会の会議への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

(設置)

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（以下「オンブーズ」という。）を置く。

(申出の範囲)

第22条 区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

(1) 区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項

(2) 男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項

(3) その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

- (1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- (2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- (3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- (4) オンブーズの行為に関する事項

(所掌事項)

第23条 オンブーズは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 前条第1項の規定による申出に係る審査
- (2) 前条第1項第1号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等
- (3) 前条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明
- (4) 前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

(職務の遂行)

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第4号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。

3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることができない。

4 オンブーズは、前条第4号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

(定数等)

第25条 オンブーズは、3人以内とし、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱

する。

(任期)

第26条 オンブーズの任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第27条 区長は、オンブーズが心身の故障により職務の遂行に堪えないと認めるとき又はオンブーズとして著しくふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 オンブーズは、任期の満了又は前項に定める場合以外は、その意に反して解嘱されない。

(守秘義務)

第28条 オンブーズは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬の額)

第29条 オンブーズの報酬の額については、目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第27号）第2条の規定にかかわらず、目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第28号）別表に定める日額の限度額のうち特に高度な知識、経験又は資格を要する業務に従事する者について定められた額の範囲内で区長が定める額とする。

(オンブーズへの協力義務等)

第30条 区及び区が出資する法人等で区長が定めるものは、オンブーズの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、オンブーズから出頭、説明、意見又は資料の提出を求められたときは、協力しなければならない。

2 事業者及び区民は、オンブーズの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第57号で、平成14年5月20日から施行)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(目黒区男女平等・共同参画センター条例の一部改正)

2 目黒区男女平等・共同参画センター条例(平成4年3月目黒区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「共同参画する」を「共同参画し性の多様性を尊重する」に改める。

第3条第1号中「及び男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「及び性の多様性の理解促進」を加え、同条第4号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

第6条第1項第2号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

(目黒区立社会教育館条例の一部改正)

3 目黒区立社会教育館条例(昭和48年11月目黒区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

(目黒区立住区会議室条例の一部改正)

4 目黒区立住区会議室条例(昭和51年10月目黒区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

(目黒区青少年プラザ条例の一部改正)

5 目黒区青少年プラザ条例(平成4年3月目黒区条例第16号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

(目黒区緑が丘文化会館条例の一部改正)

6 目黒区緑が丘文化会館条例(平成5年12月目黒区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「又は男女」を「、男女」に改め、「推進」の次に「又は性の多様性の理解促進」を加える。

第2回区民会議 ご意見補足シート

内容
<ul style="list-style-type: none">• 男性の育児休業取得を増加させるのは至難の業と思われるが、事業規模が小さく、代替要員の手当てが難しいなりに、取得期間の日数や、予定の立て方で取得を可能にする方法もあるのではないか。また、平日実施のハローベビー教室への参加などを企業側が男性社員に勧めることだけでも、一歩踏み出すことになると思う。江戸川区の企業の経営者層が集まる会合などで、ディスカッションしていただくことはできないものだろうか。
<ul style="list-style-type: none">• コロナウィルスに親が感染し入院した場合などの子供の預け場所について、江戸川区は独自で24時間預けることができる仕組みがあると出ている。他の区や市に先んじて実施していることは素晴らしいと思った。
<ul style="list-style-type: none">• コロナウィルスの影響により、江戸川区の保育園で休園しているところはあるのか。休園している場合、休園保育園児への保育サポートはあるのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none">• 家事・育児への「男性の参加」という言葉に違和感がある。家事も育児も協力し、出来ないところは互いに補うことが、当たり前なことだと思うが、現状では「参加する」状況にもっていかざるを得ないのかと思う。 また、育児中の母親が、どれだけハードな日常を過ごしているのかに気づいていない夫やその勤務先の上司がいるとも聞く。夫への自覚を促し、さらには勤務先の考え方の変化にもつながる一歩になることを期待したい。